

京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(部局の長の責務)</p> <p>第4条 部局（各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。この条において「組織規程」という。））））第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部及び各共通事務部をいう。以下同じ。）の長（事務本部にあつては、総務担当の理事。以下同じ。）は、当該部局におけるハラスメントの防止等に関し総括し、当該部局においてハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。</p> <p>(中 略)</p> <p>(教職員及び学生等の責務)</p> <p>第6条 教職員及び学生等は、ハラスメントを行ってはならない。</p> <p>2 教職員及び学生等は、この規程並びにこの規程に基づく部局の長又は監督者の指導等に従い、ハラスメントの防止及び排除に協力し、並びに第11条第1項及び第2項の部局の人権委員会及び第13条第1項の調査委員会の調査等に協力しなければならない。</p> <p>(中 略)</p> <p>第12条 部局の長は、前条の調査の状況を適切に把握して担当副学長に報告し、担当副学長と連携して速やかに調査を終了させるよう努めなければならない。</p> <p>2 部局の長は、前項の調査の結果を踏まえて、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、部局の長は、当該ハラスメントに起因する問題の内容が深刻である等の理由により、必要と認めるときは、相談者に対する緊急の保護措置を講じるものとする。</p> <p>(調査委員会による調査)</p>	<p>(部局の長の責務)</p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>(学系等の長の責務)</p> <p><u>第4条の2 学系又は全学教員部（以下「学系等」という。）の長（全学教員部にあつては当該教員が所属する全学機能組織を担当する理事。以下同じ。）は、当該学系等におけるハラスメントの防止等に関し総括し、当該学系等においてハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処するとともに、部局が行うハラスメントの調査に協力しなければならない。</u></p> <p>(教職員及び学生等の責務)</p> <p>第6条 (同 左)</p> <p>2 教職員及び学生等は、この規程並びにこの規程に基づく部局若しくは学系等の長又は監督者の指導等に従い、ハラスメントの防止及び排除に協力し、並びに第11条第1項及び第2項の部局の人権委員会及び第13条第1項の調査委員会の調査等に協力しなければならない。</p> <p>第12条 部局の長は、前条の調査の状況を適切に把握して担当副学長及び関係する学系等の長に報告し、担当副学長及び関係する学系等の長と連携して速やかに調査を終了させるよう努めなければならない。</p> <p>2 部局又は学系等の長は、前項の調査の結果を踏まえて、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、部局又は学系等の長は、当該ハラスメントに起因する問題の内容が深刻である等の理由により、必要と認めるときは、相談者に対する緊急の保護措置を講じるものとする。</p> <p>(調査委員会による調査)</p>

改正前	改正後
<p>第13条 第10条第2項ただし書又は前条第1項の報告を受けた担当副学長は、部局におけるハラスメントに起因する問題の調査が困難であると認めるときは、調査委員会を設置して調査を行わせる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 担当副学長は、第1項の規定による調査を行うときは、<u>関係部局の長</u>にあらかじめその旨を通知する。</p> <p>4 前項の通知を受けた<u>関係部局の長</u>は、第1項の調査委員会の調査に協力しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>第14条 担当副学長は、前条の調査の結果を踏まえて、当該<u>関係部局の長</u>と連携して必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 第12条第3項の規定は、担当副学長の場合に準用する。この場合において、「<u>部局の長</u>」とあるのは「担当副学長」と、「講じる」とあるのは「講じることを当該<u>部局の長</u>に要請する」と読み替えるものとする。</p> <p>第5 その他 (秘密の保持等)</p> <p>第15条 担当副学長、<u>部局の長</u>、相談員並びに部局の人権委員会及び調査委員会の委員等は、相談等に係る対応に当たっては、当事者及びこれに係る者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>(不利益取扱いの禁止)</p> <p>第16条 総長、担当副学長、<u>部局の長</u>、監督者その他の教職員は、相談等、相談等に係る調査への協力その他ハラスメントの排除、ハラスメントに起因する問題への対処等に関し、相当な対応をした教職員及び学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第13条</p> <p>2</p> <p>3 担当副学長は、第1項の規定による調査を行うときは、<u>関係する部局及び学系等の長</u>にあらかじめその旨を通知する。</p> <p>4 前項の通知を受けた<u>関係する部局及び学系等の長</u>は、第1項の調査委員会の調査に協力しなければならない。</p> <p>5 (同 左)</p> <p>第14条 担当副学長は、前条の調査の結果を踏まえて、当該<u>関係する部局又は学系等の長</u>と連携して必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 第12条第3項の規定は、担当副学長の場合に準用する。この場合において、「<u>部局又は学系等の長</u>」とあるのは「担当副学長」と、「講じる」とあるのは「講じることを当該<u>部局又は学系等の長</u>に要請する」と読み替えるものとする。</p> <p>第5 その他 (秘密の保持等)</p> <p>第15条 担当副学長、<u>部局及び学系等の長</u>、相談員並びに部局の人権委員会及び調査委員会の委員等は、相談等に係る対応に当たっては、当事者及びこれに係る者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>(不利益取扱いの禁止)</p> <p>第16条 総長、担当副学長、<u>部局及び学系等の長</u>、監督者その他の教職員は、相談等、相談等に係る調査への協力その他ハラスメントの排除、ハラスメントに起因する問題への対処等に関し、相当な対応をした教職員及び学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。</p>